

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、商号を日本電子株式会社と称し、英文名を JEOL Ltd. とする。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 電子ビーム、イオンビーム、X線、光線等応用装置の製造販売
- (2) 半導体製造装置および検査装置の製造販売
- (3) 分析機器および精密理科学機器の製造販売ならびにこれに付帯する工業薬品および試薬の製造販売
- (4) 高周波および真空応用装置の製造販売
- (5) 電子計算機その他の情報機器の製造販売
- (6) 医用機器の製造販売および修理ならびにこれに付帯する一般医薬品、工業薬品および試薬の製造販売
- (7) 教育用機器の製造販売
- (8) 一般電気機械器具の製造販売
- (9) 前各号に関連する試料処理、測定業務、教育、講習ならびにコンサルテーション
- (10) 前各号に関連する物品の輸出および輸入
- (11) 前(1)号から(8)号までに関連する各製品の中古品および部品の販売
- (12) 不動産ならびに前(1)号から(8)号までに関連する製造および販売設備の賃貸
- (13) 建築、管工事、電気設備、室内装飾およびとび・土工工事の設計、施工、管理
- (14) 施工装備等の販売および関連工事
- (15) 労働者派遣事業
- (16) 前各号に関連する事業への投資
- (17) 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都昭島市に置く。

(機 関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。

- 2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、1億株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定に基づいて、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利制限)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

(株式取扱規定)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるものほか、取締役会の定める株式取扱規定による。

(基準日)

第 12 条 当会社は、次の基準日をもって、議決権および剰余金の配当の権利者を定める。

定時株主総会	毎年 3 月 31 日
期末配当	毎年 3 月 31 日
中間配当	毎年 9 月 30 日

2. 前項のほか、必要がある場合は、会社法第 124 条の定めるところにより基準日を定める。

第 3 章 株 主 総 会

(定時総会および臨時総会)

第 13 条 定時株主総会は、毎事業年度終了の翌日から 3 カ月以内に、臨時株主総会は、隨時必要ある場合に、それぞれ開催する。

(招集者および議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、最高経営責任者（CEO）が招集し、議長となる。

最高経営責任者（CEO）に事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議および議決権の代理行使)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。
3. 株主は、代理人をもって議決権を行使することができる。ただし、その代理人は、当会社の議決権を行使することができる株主 1 名でなければならない。
4. 前項の場合、株主または代理人は、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 17 条 当会社の取締役は、9 名以内とし、株主総会の決議によって、選任する。

(取締役の選任方法)

第 18 条 取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席して行う。

2. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 19 条 取締役の任期は、その選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に満了する。

(代表取締役)

第 20 条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、最高経営責任者（C E O）1 名、最高執行責任者（C O O）1 名を選定することができる。

(取締役の報酬等)

第 21 条 取締役に対する報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会)

第 22 条 取締役会は、すべての取締役で組織し、会社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する。

2. 監査役は取締役会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(取締役会の招集者および議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会があらかじめ定めた取締役が招集し、議長となる。

2. 前項の取締役に事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に通知して行う。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで、取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 25 条 取締役会の議事は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって、決する。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役の責任免除)

第 27 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償

責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(相談役および顧問)

第28条 当会社は、取締役会の決議をもって、相談役および顧問各若干名を置くことができる。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第29条 当会社の監査役は、4名以内とし、株主総会の決議によって、選任する。

(監査役の選任方法)

第30条 監査役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して行う。

(監査役の任期)

第31条 監査役の任期は、その選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に満了する。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任監査役の残任期間と同一とする。

(常勤監査役)

第32条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役の報酬等)

第33条 監査役に対する報酬等は、株主総会の決議によって、定める。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集は、会日の3日前までに各監査役に通知して行う。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査

役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第35条 監査役会の議事は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって決する。

(監査役の責任免除)

第36条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第37条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第38条 会計監査人の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に満了する。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任限定契約)

第40条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人ととの間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第41条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当)

第42条 当会社は、株主総会の決議によって、期末配当の基準日における株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当をする。

(中間配当)

第43条 当会社は、取締役会の決議によって、中間配当の基準日における株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第44条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過したときは、当会社はその支払の義務を免がれるものとする。

2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

附 則

定款第19条の規定にかかわらず、2021年6月25日開催の定時株主総会において選任された取締役の任期は、2023年開催の定時株主総会終結の時までとする。なお、本項は当該期日経過後これを削除する。

1949年 5月 30日 制定
1949年 8月 1日 改正
1949年 9月 20日 //
1949年 10月 10日 //
1951年 2月 1日 //
1951年 6月 29日 //
1952年 7月 28日 //
1953年 2月 9日 //
1953年 4月 7日 //
1953年 7月 25日 //
1955年 7月 25日 //
1957年 7月 27日 //
1959年 7月 25日 //
1961年 5月 27日 //
1961年 9月 22日 //
1962年 2月 6日 //
1962年 5月 29日 //
1963年 5月 29日 //
1964年 5月 29日 //
1966年 5月 30日 //
1968年 5月 30日 //
1970年 5月 29日 //
1973年 5月 30日 //
1975年 5月 30日 //
1977年 6月 29日 //
1978年 6月 29日 //
1982年 6月 29日 //
1984年 6月 29日 //
1989年 6月 29日 //
1991年 6月 27日 //
1994年 6月 29日 //
1996年 6月 27日 //
1999年 6月 29日 //
2002年 6月 27日 //
2003年 6月 27日 //
2004年 6月 29日 //
2006年 6月 29日 //
2007年 6月 28日 //
2009年 6月 26日 //
2012年 6月 28日 //
2014年 6月 27日 //
2018年 6月 27日 //
2018年 10月 1日 //
2019年 6月 26日 //
2022年 6月 28日 //

2023年3月1日〃